

令和3年5月12日  
第33回新型コロナウイルス  
感染症対策本部会議資料  
教 育 委 員 会  
市 民 生 活 局

## 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う学校施設開放事業の中止について

学校施設開放事業については、広く一般市民に体育館、武道場、グラウンド等の教育施設を活動の場として提供しているが、比較的若い年齢層利用が多いため、新型コロナ感染症防止の観点から下記のとおり事業の中止をすることとします。

### 記

#### 1. 中止期間

令和3年5月14日（金）から令和3年5月31日（月）まで

※ 利用団体への周知が中止の開始日に間に合わない場合は、周知が図れた日を、中止の開始日とする。

※ なお、感染の状況等により、期間を変更することがある。

#### 2. 対象学校

全ての学校施設開放校